

資料5

令和2年度事業計画の上期の実施状況について

<p>1. 基盤的保険者機能関係</p> <p>(1) サービス水準の向上</p> <p>(2) 業務改革の推進に向けた取組</p> <p>(3) 現金給付の適正化の推進</p> <p>(4) 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <p>(6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <p>(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、 債権回収業務の推進</p> <p>(8) 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>(9) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <p>(10) オンライン資格確認の円滑な実施</p> <p>(11) 的確な財政運営</p>	<p>1頁</p>	<p>(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <p>(4) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>(5) インセンティブ制度の着実な実施</p> <p>(6) パイロット事業を活用した好事例の全国展開</p> <p>(7) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度 改正等に向けた意見発信</p> <p style="padding-left: 20px;">i) 意見発信のための体制の確保</p> <p style="padding-left: 20px;">ii) 医療費データ等の分析</p> <p style="padding-left: 20px;">iii) 外部への意見発信や情報提供</p> <p>(8) 調査研究の推進</p> <p style="padding-left: 20px;">i) 医療費分析プロジェクトチームによる分析</p> <p style="padding-left: 20px;">ii) 外部有識者を活用した調査研究の実施</p> <p style="padding-left: 20px;">iii) 調査研究の推進に向けた各種施策の実施</p>	
<p>2. 戦略的保険者機能関係</p> <p>(1) ビッグデータを活用した個人・事業所単位での 健康・医療データの提供</p> <p>(2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画 (データヘルス計画)の着実な実施</p> <p style="padding-left: 20px;">i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率 の向上</p> <p style="padding-left: 20px;">ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <p style="padding-left: 20px;">iii) 重症化予防対策の推進</p> <p style="padding-left: 20px;">iv) コラボヘルスの推進</p>	<p>5頁</p>	<p>3. 組織・運営体制関係</p> <p>(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p> <p>(3) OJTを中心とした人材育成</p> <p>(4) 支部業績評価の実施</p> <p>(5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>(6) コンプライアンスの徹底</p> <p>(7) リスク管理</p> <p>(8) 本部機能や内部統制の強化に向けた取組</p> <p>(9) システム関連の取組</p> <p>(10) ペーパーレス化の推進</p>	<p>13頁</p>

令和2年度事業計画の上期の実施状況について

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
1. 基盤的保険者機能関係		
<p>(1) サービス水準の向上</p> <p>お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</p> <p>■ KPI: ① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を92%以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●お客様満足度調査結果（支部別カルテ）に基づき、支部の課題を把握し、サービス向上に向けた取組を実施している。 ●サービススタンダードの達成率は98.83%、支払いまでの平均所要日数は前年度末時点から0.21日減少し7.51日となっている。上期は、大規模健保組合解散（平成31年4月）等の加入者増に伴う申請件数の増加および新型コロナウイルス感染症拡大に伴う人員縮小対応の影響で、サービススタンダード遵守が一部達成できなかった。 ●郵送化率については、広報誌やホームページを活用するなど機会を捉えて広報を行っている。上期は新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛等の影響もあり、郵送化率は増加している。 	<p>①98.83%（令和2年8月末時点） 【参考】 99.97%（前年同月末時点） ↓ 99.92%（前年度最終結果）</p> <p>②94.7%（令和2年9月末時点） 【参考】 90.6%（前年同月末時点） ↓ 91.1%（前年度最終結果）</p>
<p>(2) 業務改革の推進に向けた取組</p> <p>現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●業務マニュアルや手順書の見直しと合わせ、支部での勉強会などでの活用により、標準的な事務処理を徹底している。 ●支部の業務処理状況の定期的な把握などにより効率的な業務処理体制の定着を図っている。 ●新型コロナウイルス感染拡大防止対応で支部の業務体制を縮小せざるを得なくなったが、効率的な事務処理体制により、大過なく事務処理を実施することができた。 	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>(3) 現金給付の適正化の推進</p> <p>不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●不正の疑いのある事案については重点的な審査を行っている。また、疑義があるデータを支部へ提供し支給の可否を確認している。なお、地方厚生局から12件の立入検査の認可を受け、9月末までに7件の立入検査を実施した。 ●傷病手当金と障害年金等の併給調整について、手順書等に基づき日本年金機構から提供される年金データを確認し、適正に実施している。 （令和2年度 8月末までの併給調整件数：26,073件） 	<p style="text-align: center;">—</p>

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
<p>(4)効果的なレセプト点検の推進</p> <p>システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。 社会保険診療報酬支払基金改革の効果を見据え、レセプト点検のあり方を検討する。</p> <p>■ KPI: 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする (※) 査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●レセプト内容点検効果向上計画に基づき、以下2点の活動により効果的な点検を推進している。 <ul style="list-style-type: none"> ・各支部の査定事例や自動点検マスタを共有し、システム点検の効率化を図っている。 ・内容点検の結果から点検員の弱み・強みを把握して個々のスキルアップを図っている。 ●社会保険診療報酬支払基金の「業務効率化・高度化計画」の進捗状況及び令和3年9月の審査支払新システム導入を注視し、今後のレセプト点検のあり方を検討する。 ●4月・5月は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により点検業務を休業した結果、査定率は前年度と比べ減少している。 	<p>0.301%(令和2年8月末時点) ※ 目標:0.362%以上</p> <p>【参考】 0.359%(前年同月末時点) ↓ 0.362%(前年度最終結果)</p>
<p>(5)柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <p>多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)及び部位ころがし(負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診)の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。</p> <p>■ KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●照会文書送付時に、適切な受診に関するチラシを同封するなど適正受診啓発の広報を強化している。 ●3部位以上かつ15日以上の申請件数は減少しているが、全体の申請件数はそれ以上に減少しており、現状のKPI実績は目標を下回っている。 <p>【文書照会件数】(令和2年8月末時点) 156,074件(対前年同期: ▲20,562件)</p> <p>【(再掲)部位ころがし照会件数】(令和2年6月末時点) 19,157件(対前年同期: ▲13,908件)</p> <p>【3部位以上かつ15日以上の申請件数】(令和2年8月末時点) 69,259件(対前年同期: ▲12,235件)</p>	<p>1.26%(令和2年8月末時点) ※ 目標:1.12%以下</p> <p>【参考】 1.16%(前年同月末時点) ↓ 1.12%(前年度最終結果)</p>
<p>(6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <p>受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●審査事務手順書に沿った審査を励行し、医師の同意、再同意の確認を徹底している。 ●地方厚生局に不正請求の情報提供を1件行っている。 	<p>—</p>

事業計画（主な重点事項）

(7)返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。

債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

■ KPI:

- ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95%以上とする
- ② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする
- ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

実施状況

- 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内の協会による文書催告を徹底している。
- 「被保険者証回収不能届」に記載されている電話番号を活用した電話催告を実施している。
- 保険証未回収の多い事業所に対し、文書等により資格喪失届提出時の確実な保険証返却を周知している。
- 債権管理回収業務については、保険者間調整を積極的に活用するとともに、納付拒否者に対しては、支払督促や訴訟による法的手続きを実施している。
- 返納金債権回収率は、新型コロナウイルス感染拡大防止対応により、債権の調定・催告業務を一部停止した影響もあり、前年度と比べ減少している。

KPIの実績

- ①94.14%(令和2年9月末時点)
【参考】
93.07%(前年同月末時点)
↓
93.04%(前年度最終結果)
- ②33.24%(令和2年9月末時点)
※ 目標:54.11%以上
【参考】
36.71%(前年同月末時点)
↓
54.11%(前年度最終結果)
- ③0.096%(令和2年8月末時点)
※ 目標:0.082%以下
【参考】
0.086%(前年同月末時点)
↓
0.082%(前年度最終結果)

(8)限度額適用認定証の利用促進

事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。

- KPI:高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85%以上とする

- 医療機関等の窓口限度額適用認定証の申請書を配置し、文書による協力依頼を実施するとともに、加入者には納入告知書同封チラシやメールマガジンによる広報を実施している。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、研修会等の開催中止・延期の対応が続いており、利用促進の機会が例年に比べ減少している。

【限度額適用認定証発行件数】(令和2年7月末時点)
432,275件(対前年同期 ▲81,468件)

(令和元年6月末現在)

(令和2年6月末現在)

【訪問による協力依頼件数】

(単位 件)

	件数	実施支部数
医療機関	63	13
市町村	53	6

【訪問による協力依頼件数】

(単位 件)

	件数	実施支部数
医療機関	8	3
市町村	0	0

- 78.2%(令和2年7月末時点)
【参考】
80.7%(前年同月末時点)
↓
81.2%(前年度最終結果)

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績											
<p>(9) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <p>被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</p> <p>■ KPI: 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92%以上とする</p>	<p>●被保険者と別居している者および海外に在住している者については、新たに事実を確認できる書類の提出を求める取扱いとし、検認の厳格化を実施している。</p> <p>●10月上旬から下旬にかけて、確認リスト等を順次事業主宛に送付している。(提出期限:11月30日)</p> <p>●未送達事業所に対しては、日本年金機構から提供される所在地情報等により再送達を徹底している。</p> <table border="1" data-bbox="1032 531 1603 671"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和2年度</th> </tr> <tr> <th></th> <th>増減 (対前年度比)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送付対象事業所数（万事業所）</td> <td>133.4</td> <td>▲ 11.2</td> </tr> <tr> <td>確認対象被扶養者数（万人）</td> <td>688.1</td> <td>▲ 821.9</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※2年度は18歳以上を対象（元年度は国内居住要件新設に伴い18歳未満も対象）</small></p>		令和2年度			増減 (対前年度比)	送付対象事業所数（万事業所）	133.4	▲ 11.2	確認対象被扶養者数（万人）	688.1	▲ 821.9	<p>令和3年4月末算出予定</p> <p>【参考】 91.3%(前年度最終結果)</p>
	令和2年度												
		増減 (対前年度比)											
送付対象事業所数（万事業所）	133.4	▲ 11.2											
確認対象被扶養者数（万人）	688.1	▲ 821.9											
<p>(10) オンライン資格確認の円滑な実施</p> <p>国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。</p> <p>■ KPI: 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を50%以上とする</p>	<p>●協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、令和2年度事業計画で定めたKPI「利用率50%」を達成している。 なお、利用勧奨については、国のオンライン資格確認の導入に伴い、今年度中に終了予定の事業であることから、新型コロナウイルス感染症に対応している医療機関へ配慮し、現在行っていない。</p>	<p>55% (令和2年4月～9月の平均)</p> <p>【参考】 45.4%(前年同期の平均) ↓ 47.3%(前年度最終結果)</p>											
<p>(11) 的確な財政運営</p> <p>中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。</p>	<p>●新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により経済情勢の悪化や医療費の一時的な落ち込みが見られ、協会財政の見通しが極めて不透明となる中、運営委員会や支部評議会において、リーマンショック時の諸係数をもとに機械的に算出した5年収支見通しを示すとともに、協会の保険財政が依然として中長期的には楽観視できない状況であることを説明し、令和3年度の保険料率の決定に向けた議論を開始している。</p> <p>●事業主及び加入者に向けて、令和元年度決算の状況と楽観視できない今後の見通し等を説明したリーフレットを保険料納入告知書に同封し、情報発信を行っている。</p>	<p>—</p>											

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
2. 戦略的保険者機能関係		
<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>※第3期アクションプランの目標と同一</p> <p>I 医療等の質や効率性の向上</p> <p>II 加入者の健康度を高めること</p> <p>III 医療費等の適正化</p>		
<p>(1) ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供（I、II、III）</p> <p>事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート(事業所カルテ)などの見える化ツールの標準化を図る。</p> <p>個人単位の健康・医療データの提供については、国における検討状況を注視し、実現に向けた議論が進められていく場合には、加入者にとってより良い仕組みとなるよう、国への働きかけを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート(以下「事業所カルテ」という。)を健康宣言事業所等に提供し、事業所特有の健康課題等の事業主との共有や特定保健指導の利用勧奨等に取り組んだ。 ●事業所カルテを作成するために必要なデータの提供方法等の見直しに係る検討を行い、より効率的に事業所カルテを作成・提供できるようシステム開発に着手した。 (令和3年2月リリース予定) ●システムリリースに併せて、事業所カルテの標準的フォーマット(参考例)を提示するほか、国が作成する事業所単位の健康スコアリングレポートの掲載項目等の動向を踏まえつつ、事業所カルテの必須掲載項目を示し、標準化を図ることとしている。 ●個人単位の健康・医療データのマイナポータルを活用した提供については、令和3年3月からの順次稼働に向けて、国、保険者団体、医療関係団体、診療報酬支払基金等の関係団体による検討を進めている。 ●令和2年7月に厚生労働省からデータヘルス集中改革プランが公表され、①本人、医療機関が医療情報を確認できる仕組み、②電子処方箋、③マイナポータルでの閲覧できる健診等の拡大の3つの取組が示された。これらについても、令和4年夏頃の稼働を目指して検討が進められている。特に③については、法令改正を行った上で、40歳未満の事業主健診データを保険者に提供し、令和3年3月から予定されている特定健診と同様の仕組みで、保険者からマイナポータルを活用した提供をすることとされたため、医療保険部会において、40歳以上も含め、確実に事業主から保険者へ健診データが提供される仕組みの構築を強く要望している。 	—
<p>(2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III）</p>		

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
<p>「特定健診・特定保健指導の推進」、「コロナヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組を着実かつ効果的・効率的に実施する。</p> <p>なお、6か年計画である第2期保健事業実施計画の前半の取組を評価(中間評価)し、後半3年はPDCAサイクルに沿って、取組の実効性を高める。また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートは、必要に応じて項目の見直しを検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保健事業については、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を優先するとともに、地域ごとの感染状況、受入れ状況を考慮しながら、実施している。 ●支部ごとの健康課題の解決に向けて、第2期保健事業実施計画における3年目の上期の取組を実施した。 ●保健事業のより効果的・効率的な実施に向けて、平成30年度及び令和元年度の下位目標の達成状況等を評価し、令和3年度からの計画の見直し及び充足・拡充を行うための中間評価を実施している。 ●支部別スコアリングレポートは、令和元年度のデータを用いて作成中。平成30年度と同様の項目に加え、問診項目の変更に対応する予定である。 	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>特定健診受診率の向上にむけ、「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。併せてナッジ理論等を活用した受診勧奨を行う。</p> <p>事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など、国や関係団体に対する働きかけを行う。</p> <p>■ KPI:</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生活習慣病予防健診受診率を55.9%以上とする ② 事業者健診データ取得率を8.0%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を29.5%以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の予防対策として、3月から5月に協会主催による集団健診を中止した。また、4月から5月の特定警戒都道府県(13支部)における健診を中止した。 ●生活習慣病予防健診の受診者数は、対前年同月と比べ、4月は32万人、5月は48万人、それぞれ減少した。(特に特定警戒都道府県とされた13都道府県で大幅に減少)また、被扶養者の特定健診の受診者数は、4月は2万人、5月は5万人、それぞれ減少した。 ●平成28・29・30年度実績に基づく健診・保健指導カルテを活用(経年での比較等)し、事業者や業態等を選定するなど、重点的・優先的に受診勧奨に取り組んだ。 ●健診受診率の向上に向けて、重点的・優先的に受診勧奨を実施する対象事業所をさらに効率的に選定・抽出ができるよう、保健事業システムに事業所検索(抽出)等機能を追加するシステム改修を実施中である。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 17.7% (令和2年9月末時点) 【参考】 22.3%(前年同月末時点) ↓ 52.3%(前年度最終結果) ② 2.2% (令和2年9月末時点) 【参考】 3.1%(前年同月末時点) ↓ 7.6%(前年度最終結果) ③ 4.4% (令和2年9月末時点) 【参考】 8.4%(前年同月末時点) ↓ 25.5%(前年度最終結果)
<p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p>		

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績												
<p>健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、ナッジ理論を活用した利用勧奨を行う。</p> <p>平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。</p> <p>■ KPI: 特定保健指導の実施率を20.6%以上とする</p>	<p>●新型コロナウイルス感染症の予防対策として、4月から5月に協会保健師等による対面による特定保健指導を中止した。被保険者の初回面談の実施者数は、対前年同月と比べ、4月は3万人(-78%)、5月は3万人(-87%)、と大幅に減少した。</p> <p>●健診実施機関における健診当日の初回面談数は36,435人(対前年度同期比-457人)であった。</p> <p>●協会保健師等が実施する積極的支援対象者に対する特定保健指導において、終了要件(腹囲・体重2cm2kg減)を満たす継続的支援のポイント数を検証する「ポイント検証モデル」を全支部で実施している。(4月～8月における積極的支援終了者16,541人のうち、17.3%にあたる2,865人がモデル要件による終了者。)</p>	<p>20.5% (令和2年9月末時点)</p> <p>【参考】 19.7%(前年同月末時点) ↓ 17.7%(前年度最終結果)</p>												
<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。</p> <p>■ KPI: 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする</p>	<p>●生活習慣病予防健診の結果、要治療域と判定されながら医療機関へ受診していない者に対する受診勧奨(一次勧奨、二次勧奨)については、令和元年10月及び11月健診受診者の一次勧奨通知(令和2年4月分及び5月分の発送)を中止(延期)した。※緊急事態宣言の解除に伴い、未治療者に対する受診勧奨業務(令和元年度健診)スケジュールを変更して実施。</p> <table border="1" data-bbox="857 826 1494 927"> <thead> <tr> <th>健診受診月等</th> <th>変更前発送日</th> <th>変更後発送日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7回</td> <td>令和元年10月</td> <td>令和2年5月7日</td> </tr> <tr> <td>第8回</td> <td>令和元年11月</td> <td>令和2年5月29日</td> </tr> <tr> <td>第9回</td> <td>令和元年12月</td> <td>令和2年6月30日</td> </tr> </tbody> </table> <p>●令和2年6月～9月に実施した受診勧奨(令和元年10月～令和2年3月健診分)件数は183,719人(前年同期:175,158人、4.9%増)となった。</p> <p>●糖尿病性腎症患者の重症化予防について、県・市町村医師会等との調整等を進め、かかりつけ医等と連携した保健指導等を実施している。</p>	健診受診月等	変更前発送日	変更後発送日	第7回	令和元年10月	令和2年5月7日	第8回	令和元年11月	令和2年5月29日	第9回	令和元年12月	令和2年6月30日	<p>10.9% (令和2年9月末時点)</p> <p>※上期分(平成31年4月～令和元年9月健診受診者)について集計</p> <p>【参考】 10.7%(前年同期分) ↓ 10.5%(前年度最終結果)</p>
健診受診月等	変更前発送日	変更後発送日												
第7回	令和元年10月	令和2年5月7日												
第8回	令和元年11月	令和2年5月29日												
第9回	令和元年12月	令和2年6月30日												
<p>iv) コラボヘルスの推進</p>														

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
<p>健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●健康宣言事業所は、令和2年6月1日時点で46,266社(前年同月比14,043件増)に拡大した。 ●健康宣言の数の拡大と質の向上のため、支部の取組内容等の調査結果や現状等を取りまとめた「健康宣言の取組みの標準例(中間まとめ)」を支部へ示した。 ●事業所カルテの提供を基本として、宣言事業所へのフォローアップを実施した。 	<p>—</p>
<p>(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査を実施し、前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。</p> <p>ナッジ理論等を活用したリーフレットやチラシを作成し、特定健診等の効果的な受診勧奨を行う。</p> <p>健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。</p> <p>■ KPI:</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を43%以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> ●前年度理解度調査をもとに本部・支部において効果的な広報の実施に努めた。しかしながら令和2年10月に実施した理解度調査ではKPIを達成できなかった。なお、下落要因の1つとして、委託業者ごとにかかえているモニターの性質・特性の違いが考えられるため、委託業者に詳細な分析を依頼しているが、原因の特定は困難と考えられる。 ●今年度の生活習慣病予防健診、特定健康診査、肝炎ウイルス検査の3種の健診について、ナッジ理論を活用した全支部共通リーフレットを作成し、受診勧奨を実施した。 ●被保険者カバー率拡大のため、健康保険委員未委嘱事業所に対し、大中規模事業所を中心に電話や文書等による委嘱勧奨を行っている。 ●健康保険委員活動活性化のための研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施していない。 <p>【健康保険委員委嘱者数】(令和2年6月末時点) ・197,094人(前年同月比+27,869人、前年度末比+3,382人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①41.0% ※目標:45.6%以上 (令和2年度と令和元年度の理解度調査における共通の設問を基に集計したもの) 【参考】 45.6%(前年度最終結果) ②42.8%(令和2年6月末時点) 【参考】 39.7%(前年同月末時点) ↓ 42.3%(前年度最終結果)
<p>(4) ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉</p>		

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
<p>新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、支部ごとの阻害要因を分析する。</p> <p>個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて国や都道府県担当部局、関係機関等への働きかけを行う。</p> <p>他の保険者等と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。</p> <p>令和2年10月以降の新たな目標について、国の動向を踏まえつつ検討する。</p> <p>■ KPI: 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合(※)を80%以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●本部において、令和2年8月に1回目のジェネリック医薬品軽減額通知(約370万件)を送付した。また、支部においては、ジェネリック医薬品の使用割合の低い年齢層や薬効などターゲットを明確にしたジェネリック医薬品軽減額通知を送付した。 ●本部から支部へ提供しているジェネリックカルテやデータブックにより、支部ごとの阻害要因の確認や深掘り分析を行った。その上で、医療機関ごとの一般名処方率や個々の医療機関・薬局ごとのジェネリック使用割合、自機関の使用割合等が都道府県平均等と比較してどのような位置にあるのか提示できる「見える化ツール」を訪問または郵送により医療機関、薬局に提供した。 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問: 全支部合計で1,712件(医療機関698件、薬局1,014件) ・郵送: 全支部合計で53,118件(医療機関24,766件、薬局28,352件) ●支部において、各種メディアを活用した広報を実施した。一方で、ジェネリック医薬品に関するセミナーの実施については、一部の支部で実施したものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止が相次いだ。 ●10の重点支部のうち、愛知支部、京都支部、大阪支部、広島支部、徳島支部、高知支部に訪問し、使用割合向上に向けて意見交換を実施した。 	<p>78.9%(令和2年6月診療分)</p> <p>【参考】 76.3%(前年同月末時点) ↓ 78.7%(前年度末時点)</p>
<p>(5) インセンティブ制度の着実な実施(Ⅱ、Ⅲ)</p> <p>令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●全支部において、納入告知書同封チラシやメールマガジン等を活用したきめ細やかな広報を実施した。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、事務説明会等を中止せざるを得なかったため、健康保険委員等に対する説明を十分に実施することができなかった。 ●令和元年度実績について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、協会が実施する健診・保健指導等の取組に影響が生じたため、実績値を補正する等により評価方法を変更すること等について検討を行い、第106回運営委員会にてお諮りした。 	<p>—</p>
<p>(6) パイロット事業を活用した好事例の全国展開(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)</p>		

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
<p>パイロット事業の効果検証によりエビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。</p> <p>本部から支部へモデル実施を依頼する本部主導型パイロット事業について、実施の必要性に応じて積極的に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度実施事業について、支部からの報告会を実施したうえで、本部において全国展開の可否について審査を実施した。 ●令和2年度実施事業について、支部から四半期ごとの報告をもとに進捗管理を実施した。（新型コロナウイルス感染症の影響による事業の大幅な遅延等はなし） ●令和3年度実施事業を募集し、審査及び支部に対し事業内容のヒアリングを実施した。 	<p>—</p>
<p>(7) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信< I ></p> <p>i) 意見発信のための体制の確保</p> <p>医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険者参加率の低い地域を中心に、必要な体制を確保(会議体への参画数拡大)するため、都道府県等に参画を要請する。</p> <p>■ KPI: 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を90%以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●被用者保険が参画できていない地域医療構想調整会議への参画について、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響がある中で、可能な限り都道府県等への働きかけを行ったことで、新たに6区域に参画することができた。 	<p>86.1%(令和2年9月末時点) ※地域医療構想調整会議等への参画状況: 全国346区域のうち224区域(被用者保険全体で298区域)</p> <p>【参考】 83.8%(前年同月末時点) ↓ 84.4%(前年度最終結果)</p>
<p>ii) 医療費データ等の分析</p> <p>各支部において、地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比(SCR)を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各支部において、医療費分析した結果を学会や評議会で公表したり、ホームページに掲載する等の取組を行っている。岐阜支部においては、再診の診療時間外受診のSCRが全国一高いことを受け、分析した結果をプレスリリースし、地元新聞社への特集記事の掲載や関係団体への情報提供等を行い、加入者及び関係団体に対して適正化を訴えた。 	<p>—</p>
<p>iii) 外部への意見発信や情報提供</p>		

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
<p>地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。</p> <p>医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。</p> <p>新経済・財政再生計画 改革工程表2018における給付と負担の見直し等の社会保障関連の改革項目について、その具体化に向けた議論の中で必要な意見発信を行う。</p> <p>■ KPI: 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する</p>	<p>●新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により、地域医療構想調整会議等の開催回数が昨年同時期と比べて減少したことで、意見発信の機会自体が限られていた中、都道府県から提出されたデータ等を踏まえ、必要な意見発信を行った。</p> <p>●病院数、病床数等の全国比較や都道府県内に所在する患者の流出入の状況など、医療提供体制等に係る分析結果について、ホームページ、納入告知書リーフレット等により情報提供を行った。</p>	<p>9支部(令和2年9月末時点)</p> <p>【参考】 14支部(前年同月末時点) ↓ 38支部(前年度最終結果)</p>
<p>(8) 調査研究の推進(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)</p> <p>i) 医療費分析プロジェクトチームによる分析</p> <p>医療費適正化等に向けた情報発信を行うため、本部においてレセプトデータ等を活用し、加入者の受診行動や医療機関が提供する医療の内容等について、支部ごとの地域差を中心に医療費等の分析を行う。</p> <p>外部有識者の意見を参考に、分析テーマを選定するとともに、分析の中間段階等においても、外部有識者より分析方法に対する技術的助言等を得て、分析の精度を高める。</p>	<p>●医療費分析プロジェクトチームでテーマを設定し、「処方薬剤種類数の地域差」、「薬剤費の構造と薬価改定の影響に関する分析」について分析を行った。分析の中間報告を7月3日付で開催の医療費分析検討委員会で行い、外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図った。分析成果は第106回運営委員会で報告した。</p> <p>●なお、令和元年度に発表した「抗菌薬の使用状況の地域差」、「診療時間外受診の地域差」について、深掘り分析の結果を第104回運営委員会で発表した。</p>	<p>—</p>
<p>ii) 外部有識者を活用した調査研究の実施</p> <p>団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年や、現役世代の急減と高齢者人口のピークが同時に訪れる2040年、さらにその先を見据えれば、協会の加入者をはじめとした国民の健康を守ることを第一にしつつも、医療保険制度の持続性の確保も図らなければならない。そのためには、効率的かつ質の高い保険医療を実現することが不可欠であることから、中長期的な視点に立ち、制度論を含めた医療費適正化の施策について提言を行うため、外部有識者を活用した調査研究の実施を検討する。</p>	<p>●厚生労働科学研究やAMEDの研究公募等を参考にし、公募要領等各種様式を作成した。採択テーマを年内に決定するよう調整を行い、9月9日付で公告を行った。</p> <p>●公告と同日付でプレスリリースを行い、主な学会のホームページへの掲載、大学への案内文書の送付等、公募情報の周知を図り、透明性の確保に努めた。</p>	<p>—</p>

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
<p>iii) 調査研究の推進に向けた各種施策の実施</p> <p>本部、支部における分析成果等を発表するため、調査研究フォーラムを開催するとともに、調査研究報告書を発行し、協会が取組む調査研究について、内外に広く情報発信する。 統計分析研修を始め、GIS等のツール活用推進に向けた研修を行い、調査研究の推進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●調査研究フォーラムは、6月5日の開催予定で登壇者との調整等準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催を1年程度延期することとした。発表予定だった研究成果については、ホームページへ掲載した。 ●調査研究報告書は掲載案件を募り、本部及び10支部から15テーマを掲載予定である。 ●統計分析研修は、集合研修として研修内容等を準備していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から通信教育での実施を検討し準備を進めた。 	<p style="text-align: center;">—</p>

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
3. 組織・運営体制関係		
<p>(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <p>標準人員への移行後における各支部の状況を踏まえ、標準人員に基づく適切な人員配置を行う。また、業務の効率化等の状況も踏まえ、契約職員も含めた標準人員の見直しについても検討する。</p>	<p>●標準人員への移行後における各支部の状況を踏まえ、令和2年10月の定期異動において各支部の人員数が標準人員となるよう検討を進めた。</p>	—
<p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p> <p>評価者研修などを通じて人事評価制度に関する職員の理解を深め、同制度を適正に運用する。</p>	<p>●9月に実施した新入職員フォローアップ研修において、10月以降、新入職員自身が人事評価の対象となることや、目標設定から評価、フィードバックまでの流れなどの人事評価制度全般を説明し、理解を深めた。</p>	—
<p>(3) OJTを中心とした人材育成</p> <p>OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討を進める。</p>	<p>●新型コロナウイルス感染拡大の影響により、階層別研修やテーマ別研修について、Web会議システムを利用したリモート形式を中心に実施した。 なお、例年、新入職員は入社式後に全員で研修を受講し、終了後にそれぞれ配属支部に着任していたが、今年度は直接配属支部に着任し、支部において新入職員研修を実施した。 その後、新入職員同士が顔を合わせ交流する機会がないことを踏まえ、リモート形式で意見交換会を実施した。</p> <p>●階層別研修では、各等級に求められる役割を理解し、実践するためのカリキュラムとし、職員の役割に対する意識形成を行った。</p> <p>●戦略的保険者機能の更なる発揮に向けて、研修内容の更なる充実を図るため、新たな研修の実施について検討中。</p> <p>●支部研修について、令和2年度は6研修(ハラスメント防止研修・情報セキュリティ研修・個人情報保護研修・コンプライアンス研修・メンタルヘルス研修・ビジネススキル研修)を必須研修とした。</p>	—

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
<p>(4) 支部業績評価の実施</p> <p>支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。</p>	<p>●支部業績評価の評価方法等の検討を行うとともに、令和2年度上期の評価については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応を検討している。</p>	<p>—</p>
<p>(5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</p> <p>また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。</p> <p>■ KPI: 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p>	<p>●一般競争入札においてさらに競争性を高めるため、公告後の複数事業者への呼びかけ、一者応札となった場合における入札説明書取得事業者へのヒアリング(アンケート)、公告期間や契約履行までの期間の十分な確保等の方法により、一者応札の削減に努めている。</p> <p>●令和元年度の一者応札の割合を本部・支部に周知し、より一層の一者応札案件の削減への取組を促した。</p> <p>●本部・各支部の案件ごとの契約先等を記載した一覧表を全支部へ提供し、調達情報を共有することで、類似案件の調達時に複数事業者への呼びかけを容易にできるようにした。</p>	<p>17.1%(令和2年9月末時点)</p> <p>【参考】</p> <p>31.7%(前年同月末時点)</p> <p>↓</p> <p>26.2%(前年度最終結果)</p>
<p>(6) コンプライアンスの徹底</p> <p>法令等規律の遵守(コンプライアンス)について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</p>	<p>●コンプライアンスについて、職員に行動規範小冊子を配付し、常時携帯させ、コンプライアンス基本方針、行動規範、通報制度に対する意識の醸成を図っているほか、コンプライアンス通信を2か月に1回、全職員にメール配信し、コンプライアンスに関する意識づけを継続的に行っている。</p> <p>●新規採用者を対象とする研修において、コンプライアンス、ハラスメント及び個人情報保護に関する講座を設け、意識の啓発、各種規程の遵守や個人情報保護の徹底を図るなどの取組を行った。</p> <p>●コンプライアンス研修、ハラスメント防止研修、個人情報保護研修、情報セキュリティに関する研修は、支部における必須研修として実施している。</p> <p>●法改正によりパワーハラスメントの防止対策が事業主に義務付けられたことを受け、関係規程を改正するとともに、ハラスメントの具体例や留意すべき点等を掲載した「ハラスメント防止に関するガイドライン」を策定し、6月に全職員に周知した。</p>	<p>—</p>

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
<p>(7) リスク管理</p> <p>大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応などについて、最新の防災情報等に即し、より幅広いリスクに対応できるよう各種マニュアルや計画等の見直しに向けた検討を行う。</p> <p>情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。</p> <p>平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、職員に対しては、手洗いやアルコールによる消毒、マスク着用など、日頃の感染予防対策を励行するとともに、政府による緊急事態宣言以降は、時差出勤や業務の一部を縮減し、出勤する職員の縮減を行うなど、本部・支部の連携を密にして感染拡大防止に努めた。 ●本部事務室の移転に伴い、初動対応マニュアル、事業継続計画書(BCP)等の見直し案を作成し、見直し案に基づく模擬訓練を実施した。 ●CSIRTにおいて、厚生労働省と共同で実施する「情報セキュリティインシデント対処にかかる連携訓練」について、上期に準備を進め、10月に訓練を実施した。 ●全職員に対し、情報セキュリティの遵守状況を確認する自己点検を7月に実施し、情報セキュリティ管理者へ点検結果のフィードバックを9月に実施した。 ●情報セキュリティ研修について、近年のサイバー攻撃等の動向を踏まえ、職員が有事に対応できるよう研修内容を見直し、11月から12月にかけて実施予定。 ●昨今、Emotetの感染被害やZOOMを利用したWeb会議が増加していることから、支部に対して適切なメール受信方法やWeb会議利用時の留意点について、注意喚起及び周知徹底を行った。 	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>(8) 本部機能や内部統制の強化に向けた取組</p> <p>協会設立後、10年以上を経過したが、この間、個人情報保護の厳格化や、大規模自然災害の頻発、情報通信技術の発達による情報セキュリティ事案の増加など、協会を取り巻く環境が大きく変化していることを受け、リスク管理の一層の強化が不可欠となっている。また、これまで基盤的保険者機能に多くのリソースを割かざるを得なかったが、今後は、加入者の健康増進のための新たな取組の推進など戦略的保険者機能を更に強化していくことが必要。このため、中長期的な視点から、本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた検討を行う。</p> <p>権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制を強化するための整備を着実に進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●協会の内部統制の考え方を整理するとともに、今後取り組むべき内部統制の強化に向けた活動の範囲や内容を明確にし、内部統制の強化を適正かつ確実に推進していくため、内部統制基本方針を策定した(令和2年10月1日施行) ●事故等の発生を未然に防止するため、リスク管理規程を一部改正し、令和2年4月から本部各部及び全支部において年2回業務処理に係る自主点検を実施し、その実施結果を監査室へ報告することを明確化した。また、自主点検の実施方法等を定めた自主点検実施要領を策定し、令和2年5月から運用を開始した。 	<p style="text-align: center;">—</p>

事業計画（主な重点事項）	実施状況	KPIの実績
<p>(9) システム関連の取組</p> <p>協会業務が停止することがないよう、協会システムの安定稼働を第一としつつ、情報セキュリティを担保しながら、オンライン資格確認等の制度改革に対し、適切にシステム対応を実施する。</p> <p>現行システムの更改や業務改革の推進に向けた取組等を踏まえ、次期システム構想を具体化し、要件定義に着手する。</p> <p>本部業務への導入で一定の効果があったRPAを支部に展開するなど、更なる業務効率化に向けて新技術の導入を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 上期においては、情報セキュリティを担保しながら、協会業務を停止させることなくシステムの安定稼働を実現した。また、オンライン資格確認等の制度改革に対しても、スケジュールの遅延なくシステム改修を行う等、適切に対応を実施した。 ● 次期システム構想については、業務効率化等を実現するための実行計画等を作成し、次期システム構築に係る要件の詳細化を検討して要件定義書を作成した。 ● 支部業務で効率化が見込まれる12業務について、RPAの導入を推進した。 	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>(10) ペーパーレス化の推進</p> <p>戦略的保険者機能の発揮には、一層の事務効率化による適切な人員配置が求められることから、本部支部におけるペーパーレス化の推進のための検討を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 7月の本部移転に伴い、プロジェクトチームを設置し、重複した資料の整理やPDF化を行い、2割の書類削減を達成した。 	<p style="text-align: center;">—</p>